



保険補償制度について

当社の車両には下記の金額を限度として保険その他の制度による補償が付いています。

ただし補償制度の上限を超えたもの、保険約款の免責事項に該当する事故、貸渡約款に違反する事故および警察の事故証明が取得できない場合の損害はすべてお客様のご負担となります。

補償内容		補償額	免責額
対人補償	1名限度額	無制限 (自動車損害賠償責任保険を含む)	なし
対物補償	1事故限度額	無制限	50,000 円
車両補償	1事故限度額	時価額	50,000 円
人身傷害	1名限度額	死亡 3,000万円 後遺障害 3,000万円	なし

免責補償制度(CDW)

この制度にご加入されますと、万一事故の際にお客様の負担となる対物免責額と車両免責額の支払いが免除されます。ただし、同一貸渡において複数事故が発生した場合、初回事故のみの適用となります。貸渡手続き後の加入、解約はできませんので、貸渡時にお申し込みください。

加入料

1,000 円(税別)/24時間

対物補償免責額

車両補償免責額

0 円

※お申込は出発時に限らせていただきます。貸渡しの途中での加入・解約はできません。

※15日以上1か月以内の貸渡契約については15日分の加入料とし、補償は貸渡期間中とします。

※この制度は保険ではありません。※シートベルトの着用を条件とします。

※自損事故の場合、車両免責額への補償は適用されません。

※21歳未満の方、免許取得後1年未満の方、過去に事故歴があり当社が不適当と認めた方は加入できません。

自損事故とは

(例)

- 電柱、ガードレール等に衝突の場合
- 転落、転覆の場合
- あて逃げされた場合

休業補償について (ノンオペレーションチャージ・NOC)

万一車両の利用中に、当社の責任によらない事故、盗難、故障、汚損、車内装備の損害、シートの焦げ跡などが発生し、車両の修理・清掃が必要になった場合、その期間中の営業補償として下記金額をご負担頂きます。

(免責補償制度にご加入された場合も、休業補償はご負担頂きます。)

●自走して予定の営業店に返還された場合

20,000 円

●自走不可能な場合

50,000 円

※自走不可能な場合のレッカー代もお客様のご負担となります。